

世帯



父（年金収入165万円：非課税）

✓ 所得税・住民税ともに課されない

⇒①本人は定額減税対象外

✓ 年金収入158万円

（合計所得金額48万円）超

⇒②息子の定額減税においても扶養親族等とまらない



扶養とまらない



息子（納税者）

✓ 定額減税の対象

2人（本人と妻）

× 4万円

= 8万円



息子の妻

（収入なし：非課税）

✓ 所得税・住民税ともに

課されない

⇒本人は定額減税対象外

✓ 息子の定額減税において

扶養親族等となる



扶養となる

✓ 納税者が世帯にいるため、③低所得世帯向け給付の対象外